

## 信濃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車時の安全の確保を図るため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもののうち、令和6年1月1日以降に購入されたものをいう。ただし、当該ヘルメットの購入費用等に対し、他の補助金の交付を受けたものを除くものとする。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他 アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 高校生等 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満16歳から満18歳までの者をいう。
- (3) 高齢者 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上の者をいう。
- (4) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で、社会通念上、高校生等を現に監護する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有している高校生等又は高齢者
  - (2) 過去に、県内市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者
  - (3) 同一のヘルメットに対する前号以外の補助金の交付を受けていない者
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。  
(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、信濃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し、ヘルメットを購入した日から90日以内に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い**手続**が完了したことを証する書類（領収書等）

(2) 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの（ヘルメットの写真等）

(3) 申請者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が補助金の交付申請を行う前年度の1月1日から3月31日までにヘルメットを購入した場合には、**前項**に規定する交付申請の期限にかかわらず、6月30日までに様式第1号及び第5条各号に定める書類を提出しなければならない。

3 第3条に規定する補助対象者が高校生等であるときは、前項の規定にかかわらず、その保護者等が申請者となることができる。

4 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、その保護者等の同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、信濃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 町長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、信濃町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領

しているときは、申請者は町長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年1月1日以後のヘルメットの購入から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。